

2026 年 9 月 16 日

意 見

日本商工会議所

特別顧問・税制委員長 阿部貴明

税制専門委員会学識委員 玉越賢治

第 6 回取引相場のない株式の評価に関する有識者会議における議論にあたり、下記のとおり意見を申し上げる。

なお、以下の意見は、国税庁が考える残余利益方式の採用を是認する趣旨のものでは一切なく、日本商工会議所は、同方式による評価体系の抜本的な変更そのものに反対する立場を堅持している。

記

1. 取引相場のない株式の評価方法の見直しに係る議論のあり方について

今般、国税庁から残余利益方式に基づく評価額の試算結果が提示されたが、納税者にとって最も有利な設定（しんしゃく率 0.7）を用いてもなお、大会社の約 7 割、全体でも 4 割超の企業が、現行方式より評価額が上昇する結果となり、相当数の企業にとって明確な増税となることが明らかにされた。

他方、日本商工会議所の試算では、4 割超の企業で評価額が上昇することになりは変わらないが、個社によっては、評価額の上昇幅は 2 ～ 5 倍になり、さらに時間の経過とともにその上昇幅はさらに拡大する傾向があることから、納税者の税負担は極めて大きくなることが示された。

本来、税制は租税法律主義の下、立法府たる国会での議論を経て、初めて改正されるものである。仮に、通達の変更によって納税者の税負担が増加することとなれば、租税法律主義に反する悪例として将来に禍根を残すことになりかねない。

現行評価方式は、60 年以上にわたって築かれた“蓄積”と“信頼”の上に成り立

っている。裁判例において合理性が是認されてきた現行評価方式とは異なり、「国税庁の考える残余利益方式」は、これまで理論的検証も判例上の裏付けも欠いている。なぜ「国税庁の考える残余利益方式」による評価額こそが「時価」といえるのか、国税庁はその法的・理論的根拠を明確に示すべきである。あわせて、仮に現行評価方式による評価が誤っていたというのであれば、過去の評価との整合性をどのように説明するのも明らかにすべきである。

今般の国税庁における議論を見守る中小企業からは「一部の課税逃れ対策のために当社が増税となるのは納得できない」「国税庁は自分の庭先だけを綺麗にしようとしているが、議論すべきはその先の税負担の問題」「中小企業に対する、『成長するな、設備投資するな、利益を出すな』というメッセージである」など、多数の厳しい声があがっている。

一部の課税逃れ対策のために、多くの中小企業の事業承継が崩壊するのではないかと強く懸念する。一方的な議論では、納税者たる中小企業の納得は得られない。

残余利益方式は、中小企業の成長投資を歪ませ、政府が目指す「強い経済の実現」「成長投資の拡大」に大いに逆行する。中小企業の実態に見合った評価や税負担に関する議論がないまま、評価体系全体の見直しには強く反対する。

2. 「国税庁が考える残余利益方式」の問題点について

上述のとおり、未だ評価体系全体を議論する前提すら整っていない状況であるが、「国税庁が考える残余利益方式」の問題点について、以下の通り意見申し上げる。

(1) 中小企業の株式の特性に対して評価が過大

もとより中小企業の株式は、換金性のある一般の金融資産と異なり、流動性は極めて乏しく、こうした資産に対し過大な税負担を課すことは、担税力の観点から公平とは言えない。また、中小企業は、経営基盤が脆弱で、外部環境の変化を受けやすく、収益の変動が大きい。加えて、事業承継局面を迎える中小企業は、今後の経営方針や意思決定に関わる後継者が先代と同様の利益を上げ

られるか不透明であり、経営者個人の技能・信用への依存度の高さ等も踏まえれば、大きな事業継続リスクを抱えている。

中小企業の株式評価の検討に際しては、“非流動性”や“事業継続リスク”を踏まえ、しんしゃく率や還元率等による相当の評価減が不可欠である。

(2) 中小企業の株式評価は企業実態を適切に示す企業会計をベースとすべき

中小企業の計算書類は、確定決算主義および損金経理要件の下で、概ね法人税法上の損金算入の可否を基準として作成されているが、法人税法上の損金算入制限により、本来、会計基準で求めている設備・在庫等の評価損や引当金などが計上されないため、「負債は過少、資産は過大」に評価されている。

こうした税務会計と企業会計の差異は、本来の残余利益モデルであれば、理論上、評価額に影響を及ぼさないが、「国税庁の考える残余利益方式」では、収益獲得能力の加算を一定期間で打ち切ることで、こうした差異が評価に大きく影響する可能性がある。例えば、「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、退職給付引当金および賞与引当金を計上し、陳腐化在庫の評価減ならびに遊休設備の除却を行っている企業においては、経済的実態が同一であるにもかかわらず、税法上の損金算入制限を受けた会計処理に基づき計算した場合、評価額が約2倍上昇するケースも存在する。

また、国税庁は、残余利益方式の計算に際し、法人税法に基づく会計帳簿を推す理由として「すべての企業が一定の統一基準で作成する『法人税法』に基づく会計帳簿に基づき株価を算定」による「課税の公平性」を挙げている。

しかし、「法人税法に基づく会計帳簿」は、減価償却の実施の有無をはじめ、特別償却と税額控除の選択、圧縮記帳、各種準備金、貸倒引当金の繰入率、棚卸資産の評価方法等について広範な選択が認められている。その選択の方向は、税負担の軽減を優先するか利益の確保を優先するかという企業ごとの事情によって異なっており、「法人税法に基づく会計帳簿」であれば、同一の経済的実態を有する企業が同一の評価額となるかのような指摘は誤りである。

さらに、「法人税法に基づく会計帳簿」は法人税及び租税特別措置の改正

（償却率の変更、準備金の廃止等）が相続税の評価額を自動的に変動させることになり、納税者の予見可能性を損なう恐れもある。

「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」および「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」は、会社法第 431 条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として、減価償却、資産の評価損、引当金の計上など中小企業の実態を踏まえて策定された経緯があり、中小会計指針や中小会計要領に沿って作成された決算書類は、金融機関から「信頼性が高い」と評価されている。

企業評価における「課税の公平性」で重視されるべきは、評価額が経済的実態から乖離しているかどうかの視点である。退職金規程に基づく退職金の支払義務は労働契約上の債務として存在し、陳腐化した在庫は現に販売できず、遊休設備は現に収益を生まない。こうした企業の経済的実態を評価上「存在しないもの」として扱うことは、企業行動を歪ませる要因にもなる。このため、中小企業の株式評価は、企業の経済的実態を表す企業会計をベースとすべきである。

なお、国税庁が「法人税法に基づく会計帳簿」を用いることの理由の一つとして、法人税申告書から数値を転記できる「簡便性」を挙げている。一方、国税庁は租税回避行為の防止を目的として、非経常的な損益の抽出と除外、子会社株式の除外と子会社の別途評価なども求めている。これらは法人税申告書から転記できるものではなく、会計上の数値と資料に基づく修正作業が必要となる。検討段階において「法人税法に基づく会計帳簿」の修正や資料の追加等が検討されており、納税者にとって簡便性が将来どこまで担保されるか疑問である。

（３）企業の成長投資を抑制し、地域経済社会の持続可能性をも棄損

「国税庁の考える残余利益方式」は、簿価純資産に課税根拠を求めており、企業が自己資本比率を高めるほど税負担が増加する構造となっている。

しかし、中小企業は、原則的に金融機関からの借入か資本の蓄積のいずれか

でしか資金調達ができず、配当に資金を回すことなく資本を蓄積し、将来の成長投資の資金確保、経営の安定を図っている。こうした中小企業の特性を無視して課税根拠を求めれば、企業の成長を阻害することにつながる。そのため、資本の蓄積そのものである簿価純資産価額の評価減が不可欠である。

中小企業は、自社の成長を追求するにとどまらず、その成長を地域全体に波及させ、地域の産業構造の転換を後押しするプラットフォームとしての役割を担っている。

例えば、域外からの外貨を獲得し、域内のサプライチェーンを拡大することで、地域経済の底上げを図っている。さらに、魅力的な雇用を創出することで、若者や女性の域外流出を防ぎ定着させている。

本来、企業はゴーイングコンサーンが求められているが、これは単に事業を継続するだけではなく、時代の変化に合わせた、事業の発展・変革が前提となる。資本の蓄積に対する課税を強化すれば、個社の成長のみならず、地域経済社会の持続可能性をも棄損しかねない。

3. 租税回避行為等の対策について

(1) 役員報酬および役員退職金について

役員報酬や役員退職金の支給は、企業行動に当然織り込まれているものであり、租税回避行為のような特別な行動ではない。正当な報酬として、法人税においても過大とならない範囲で損金算入を認めている役員報酬や役員退職金に対して、これ以上制約をかけるべきではない。

さらに、中小企業の業績が、経営者個人の技能・信用に高く依存していること等も踏まえれば、当然にして将来収益に加味されるべきものである。

(2) 子会社株式および組織再編後の評価について

経営環境が急激に変化する中で、中小企業は新事業分野への進出が求められており、経営の多角化の一環としてホールディングス形態をとる事例も多い。また、地域のインフラ維持や技術伝承等のため、M&A で会社を承継するケー

スも存在する。こうしたグループ法人化は人口減少社会における社会的な要請に応えるものである。

国税庁は、グループ法人を使った租税回避を防止する措置として、グループ全体を残余利益方式で評価する方法を提示している。この評価方法が適用されると、グループ全体で成長を目指す企業、地域の技術や雇用を守るためにグループ化する企業に対して、飛躍的に税負担を増加させる可能性がある。

さらに、突発的に事業承継が生じることも想定される。今般の国税庁資料では、評価通達における残余利益方式での評価が技術的に困難な会社として「組織再編直後の会社」等が例示されているが、相続の発生時期によって、税負担が異なるような評価方法は、相続税評価として適格ではない。

グループ全体に残余利益方式を用いることは、多角化やインフラ維持、技術伝承等に積極的な中小企業の取り組みを阻害しかねず、悪質な租税回避行為においては、個別に対応すべきである。

（３）事業実態を有する企業の評価方法について

不動産賃貸業等は、資産管理会社のように“単に資産を保有・管理することを主たる目的とする（と認められる）会社”ではなく、事業実態を有する一般の事業会社であり、原則的評価方法により評価すべきである。

以 上

取引相場のない株式 の評価について (参考資料)

2026年 9 月16日

日本商工会議所 特別顧問・税制委員長
丸源飲料工業株式会社 代表取締役社長

阿部 貴明

日本商工会議所 税制専門委員会学識委員
税理士法人ゆいアドバイザーズ 代表社員

玉越 賢治

○ 実在する企業における株式評価額のシミュレーション

①

製造業

(中会社の大)



業歴	約50年	従業員数	約10名
資本金	1,000万円	売上高	約6.5億円

現在の評価方式

株価：1億2,000万円

相続税額 ※1

約2,000万円
(税率：30%)

株価
2.2倍

3.8倍

残余利益方式

株価：2億6,500万円

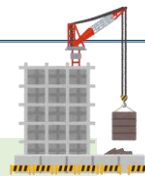
相続税額 ※1

約7,600万円
(税率：45%)

約5,600万円の負担増

建設業

(中会社の大)



業歴	約70年	従業員数	約40名
資本金	1,600万円	売上高	約8.5億円

現在の評価方式

株価：3億6,000万円

相続税額 ※1

約1億2,000万円
(税率：50%)

株価
2.6倍

3.6倍

残余利益方式

株価：9億5,000万円

相続税額 ※1

約4億3,000万円
(税率：55%)

約3億1,000万円の負担増

株価の計算式

残余利益方式

$$= \left\{ \text{簿価純資産} + \left[\text{当期純利益} - \left(\text{企業が株主に払うべきコスト} \right) \right] \right\} \times 0.7$$

(前期簿価純資産 × 還元率 8%)

(収益性の加減算：5年分、還元率：8%、斟酌率：0.7と仮定)

※1：株式以外の資産なし、全株式を子1人が相続すると仮定した場合の概算

○ 評価方式の見直しによる評価額の増減

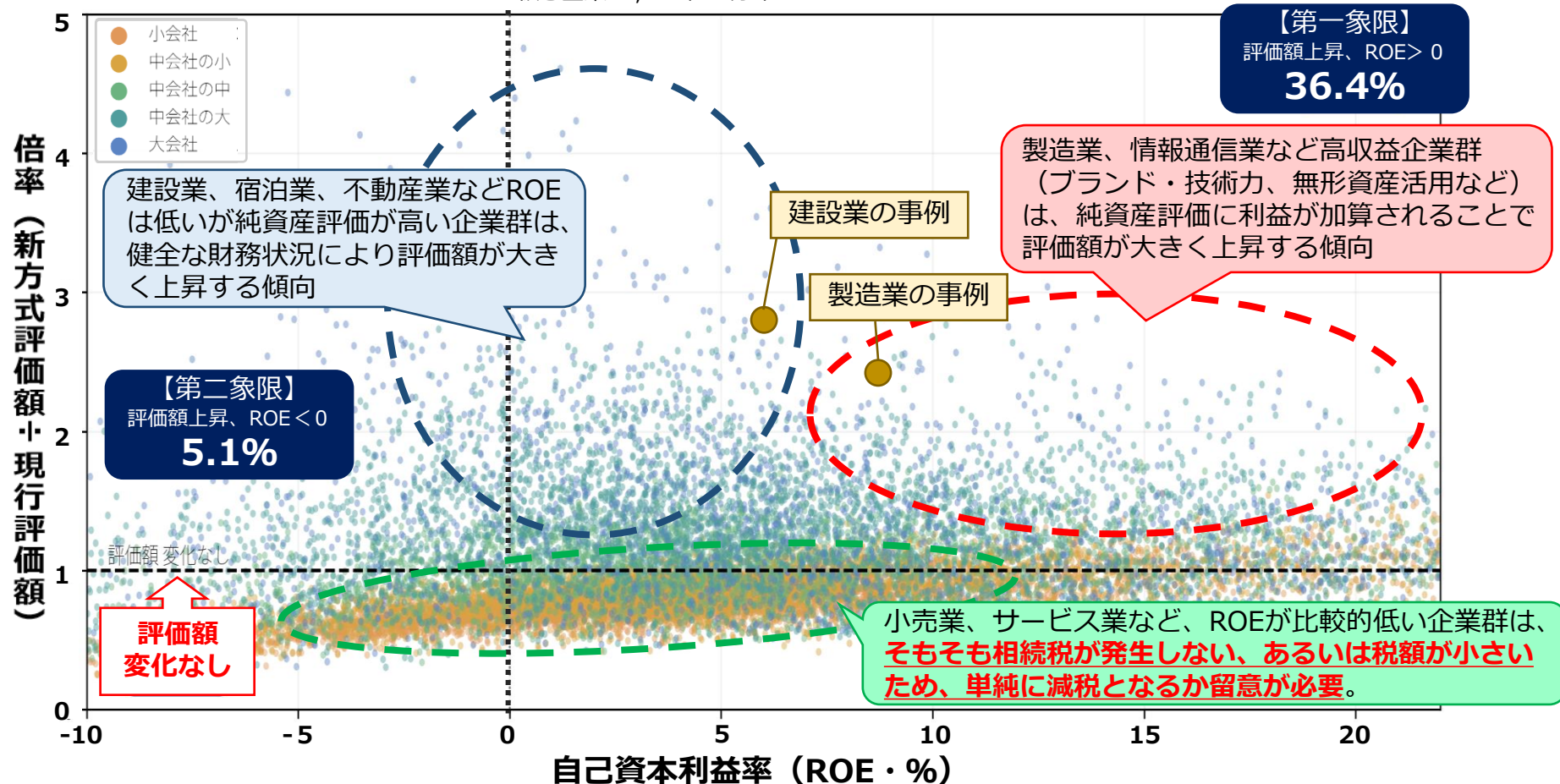
- 国税庁が考える残余利益方式では、多くの企業で株式評価額が現行方式の2～5倍に上昇。特に、純資産の厚い企業、収益性の高い（高ROE）企業は大幅な増税となる。
- 小規模企業でも、業歴が長く純資産が蓄積されている場合、評価額が大幅に上昇する。

企業規模・ROEによる 株価変動倍率の分布

前提条件

収益性の加減算：5年分、還元率：8%、しんしゃく率：0.7と仮定した場合

※仮想企業20,000社の分布



○ 評価方式の見直しによる評価額の増減【10年後】

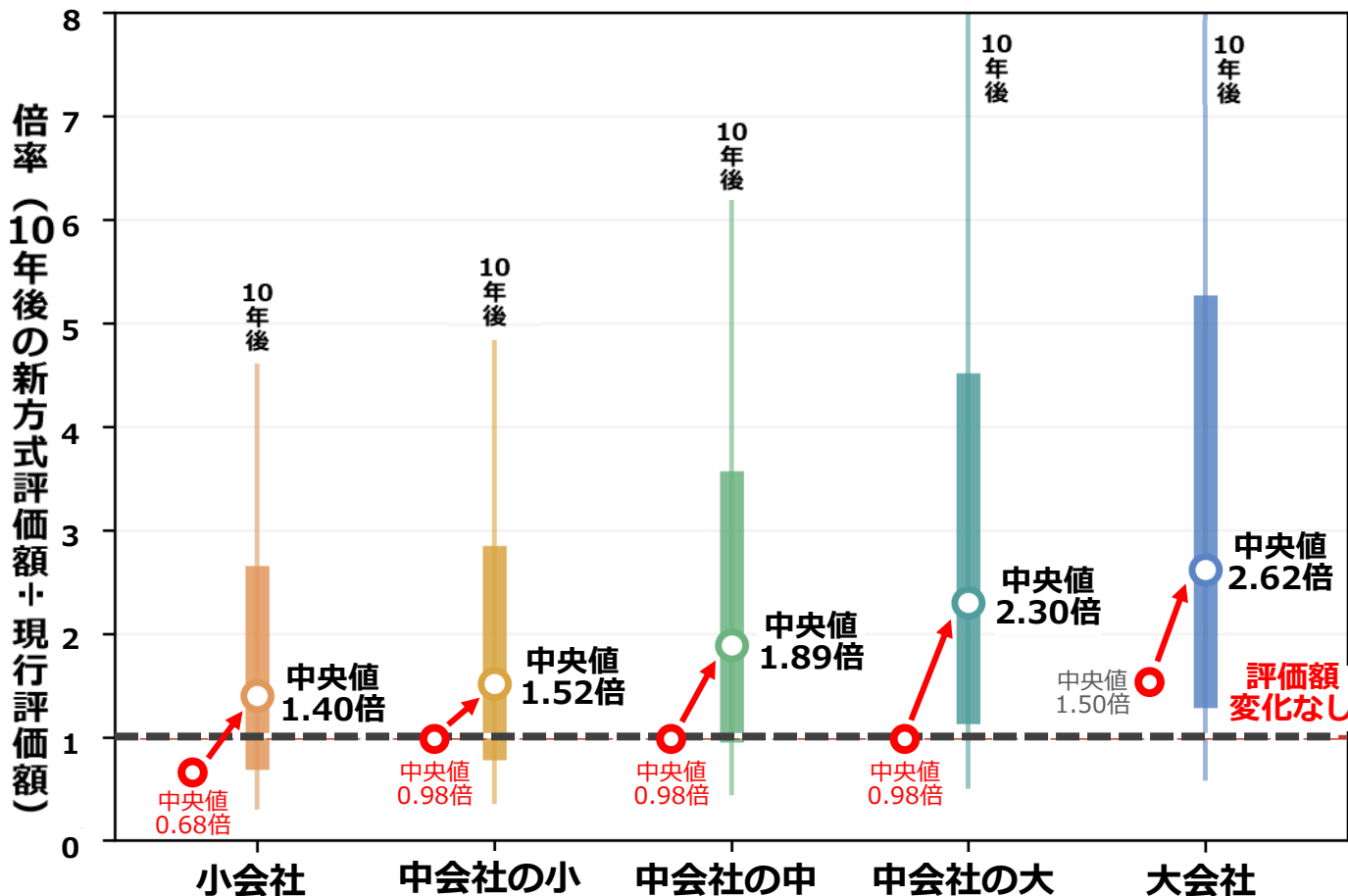
③

- 国税庁が考える残余利益方式は、資本の蓄積と収益性を直接的に反映することから、事業を継続していくほど、評価額が大きく上昇していく構造となっている。
- 現行方式よりも成長志向の企業の税負担を増加させ、将来の事業承継をより困難にさせる恐れ。

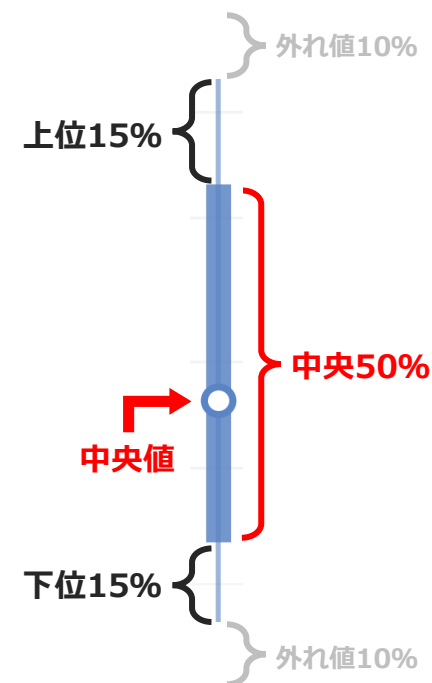
10年後の新方式評価額との比較 (株価変動倍率のボックスプロット)

前提条件

収益性の加減算：5年分、還元率：8%、しんしゃく率：0.7と仮定した場合



ボックスプロットの見方



○ 国税庁試算による現行の評価額
・ と見直し後の評価額の変動倍率

シミュレーションの概要

- モンテカルロシミュレーションの考え方に基づき、統計調査および実在企業 50 社の企業情報をもとに、数学的・統計的な手法で仮想企業 2 万社を作成

【引用した統計調査】

- ・ 中小企業実態基本調査
- ・ 法人企業統計
- ・ 会社標本調査

- 現行評価方式は、会社規模に応じて純資産価額方式と類似業種比準方式を使用
- 残余利益方式の評価は、収益性の加減算：5 年分、還元率：8 %、斟酌率：0.7 と仮定

母集団の概要

【会社規模別の件数と残余利益方式における評価額の割合】

